

市立認定こども園・保育園における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
(第6版)

令和4年4月1日

加古川市こども部幼児保育課

目次

第1	新型コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	1
1	施設に関すること	1
2	園児に関すること	5
3	職員に関すること	8
第2	園児及び同居家族若しくは職員における濃厚接触又は感染に係る 各種対応等	9
1	相談・受診の目安	9
2	園児若しくは職員が濃厚接触者と特定又は陽性者と診断された場合の対応	10
3	陽性者、濃厚接触者に対する偏見や差別の禁止	16
第3	保護者に対する注意喚起、情報提供及び相談	16
1	注意喚起	16
2	情報提供	16
3	相談	18
(参考資料)		
	・園内での主な清掃箇所（例）	19
	・清掃チェック表（例）	20
	・ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう	21

注記： この資料内では、「市立認定こども園・保育園」を「園」、「子ども」を「園児」と統一して記載する。

記載内容は、作成時点での国あるいは県等の発表内容に基づいて作成したものであり、今後の感染症等の拡大状況によっては変更が生じることがある。

第1 新型コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 施設に関すること

(1) 施設内外の衛生管理として考えられる主な事項を以下に記載する。

※保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）から抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

○保育室

- ・日々の清掃で清潔に保つ。ドアノブ、手すり、照明のスイッチ（押しボタン）等は、水拭きした後、アルコール等による消毒を行うと良い。

※主な清掃箇所やチェック表の例はP17・18を参照

- ・季節に合わせた適切な室温や湿度を保ち、換気を行う。加湿器使用時には、水を毎日交換する。また、エアコンも定期的に清掃する。

【保育室環境の目安】

室温：夏 26～28℃ 冬 20～23℃、湿度：60%

○手洗い（参照：「正しい手洗いの方法」）

- ・食事の前、調乳前、配膳前、トイレの後、おむつ交換後、嘔吐物処理後等には、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行う。
- ・手を拭く際には、個人持参のタオルかペーパータオルを用い、タオルの共用は避ける。個人持参のタオルをタオル掛けに掛ける際には、タオル同士が密着しないように間隔を空ける。
- ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいことに注意する。また、液体石けんの中身を詰め替える際は、残った石けんを使いきり、容器をよく洗い乾燥させてから、新しい石けんを詰める。

<正しい手洗いの方法>

以下の手順で、30 秒以上、石けんを用いて流水で行いましょう。

- ① 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこすります。
- ③ 指先とつめの間を念入りにこすります。
- ④ 両指を組み、指の間を洗います。
- ⑤ 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをします。
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。

＊年齢の低い子どもには手洗いが難しいので、保護者や保育士、年上の子どもと一緒に洗う、手本を示すなどして、少しずつ手洗いを覚えさせていきましょう。



出典：高齢者介護施設における感染対策マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

○おもちゃ

- ・直接口に触れる乳児の遊具については、遊具を用いた都度、湯等で洗い流し、干す。
- ・午前・午後とで遊具の交換を行う。
- ・適宜、水（湯）洗いや水（湯）拭きを行う。

○食事・おやつ

- ・テーブルは、清潔な台布巾で水（湯）拭きをして、衛生的な配膳・下膳を心掛ける。
- ・スプーン、コップ等の食器は共有しない。
- ・食後には、テーブル、椅子、床等の食べこぼしを清掃する。

【参考】

「保育所における食事の提供ガイドライン」（「保育所における食事の提供ガイドライン」について（平成24 年3 月30 日付け雇児保発0330 第1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知別添））<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf>

「大量調理施設衛生管理マニュアル」（「大規模食中毒対策等について」（平成9 年3 月24 日付け衛食第65 号厚生省生活衛生局長通知別添））

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/0000168026.pdf>

○トイレ

- 日々の清掃及び消毒で清潔に保つ。（便器、汚物槽、ドア、ドアノブ、蛇口や水まわり、床、窓、棚、トイレ用サンダル等）
- ドアノブ、手すり、照明のスイッチ（押しボタン）等は、水拭きした後、消毒用エタノール、塩素系消毒薬等による消毒を行うと良い。ただし、ノロウイルス感染症が流行している場合には塩素系消毒薬を使用するなど、流行している感染症に応じた消毒及び清掃を行う必要がある。

(2) 洗浄・除菌剤について

園へ配付するので、園での衛生管理に使用すること。

洗浄・除菌剤についての詳細は、「サニベスト使用マニュアル」のとおり。

—— 多用途 洗浄・除菌剤 ——

サニベスト

中性

原液

使用マニュアル



用意するもの ● サニベスト ● 清掃用クロス

使用方法

クロスにスプレー



→

拭く



① サニベストを清掃用クロスに噴射する

※対象物に直接スプレーしないでください。
特に機械類（電子機器）は、故障につながる恐れがあります。
※使用量の目安は、対象物1㎡に対して清掃用クロスに約5回噴射です。

② 対象物を拭く

※一方向に拭きあげてください。
※二度拭き不要です。
※人の手がよく触れる箇所は特に念入りに拭きます。

使用可能箇所

テーブル、
いす

メニュー
(パウチ)

アクリル製
パーティション

ビニール
カーテン

フェイスシールド

サッカー台

カート

自動販売機

テーブル、いす、手すり、ドアノブ、扉、床、トイレ周り、ガラス窓、鏡、冷蔵庫、アクリル製パーティション、ビニールカーテン、フェイスシールド、サッカー台、カート、買い物かご、自動販売機、冷蔵庫の取っ手類など

使えないもの

銅・真ちゅうおよび水拭きできない材質のもの（白木・革製品など）

使用上の注意

●用途以外には使用しない。●荒れ性の方や長時間使用する時は、防護用手袋を着用し、使用後は手をよく水で洗う。●他の薬剤、洗浄剤などとは混ぜない。●人に向けてスプレーしない。●スプレーで使用する場合は、真より上で使用しない。●容器を開ける時、液が飛び出す恐れがある。また、容器を移動するときはしっかりと閉める。揺れていると、液が飛び跳ねて目や皮膚につく恐れがある。●壁や天井等、顔より高い場所に使う場合、液の飛び散りや垂れを防ぐ為、液を布などにつけて使用する。●液が身体にかかるため、真上に向けて散布しない。●使用後の容器は洗浄処理する。●内容物や容器は国や自治体の規制に従って廃棄する。●すべての菌やウイルスを除去するわけではない。

応急処置

●目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。（コンタクトレンズは外す。）●飲み込んだ場合、無理に吐かせないで直ちに多量の水を飲ませる。●無理に吐かせないで速やかに医師の診断を受ける。●意図せず、液が皮膚に付いた場合、直ちに大量の水で十分に洗い流す。

保管上の注意

●子どもや認知症の方の誤飲などを防ぐため、置き場所に注意する。●保管時は容器の口をしっかりと閉め、容器を密閉して換気の良いところで保管する。●極端に高温または低温の場所、直射日光の当たる場所には保管しない。●破れたり、こぼれたりすることのないような場所に保管する。

いのちをつなぐ

SARAYA

(3) 3つの「密」を避けるための行動

感染拡大を防止するため、クラスター（集団）を発生させないことが重要であり、次の3つの行動を心掛ける。

参考：3つの「密」を避けるための手引き！（厚生労働省啓発チラシ）

ア 「密閉」空間にしないよう、こまめに換気する。

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に20cm程度開けて行うようにする。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的である。通常の家用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていないので、別途、換気を確保する。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明である。

イ 「密集」しないよう、人と人の距離を取る。

他の人と互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル程度）を取る。座席は、隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすい。また、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効である。

ウ 「密接」した会話や発音は、避ける。

密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちである。対話での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用する。



2 園児に関すること

【園児のマスク着用の考え方について】

子どもについては、子ども一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めない。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されない。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて十分に注意し、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにすること。

(WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしている。)

(1) 登園前(家庭)

毎朝、体温を測り、発熱、咳やのどの痛みなどの呼吸器症状(以下「発熱等」という。)がある場合は、登園を控えていただくよう保護者に周知する。健康観察表は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、園と健康状態についての情報を共有する。健康観察表は1か月分は保存する。

※健康観察表は、園独自のものを利用可。

(2) 登(降)園時

登園から降園まで園児はマスク着用とし、保護者に対しても、マスクを着用するように協力を求める。また、お互いの距離を2メートル程度あけたり、近距離での会話を控えたりするなど、密にならないように心掛ける。

登園指導として、持参した健康観察表を基に、園児の健康状態を確認する。健康観察表を持参していない、又は、検温をしていない園児に対しては、体温を測定する。接触型体温計を使用した場合は、1回ごとにサニベスト又はアルコールで消毒する。

発熱等が認められた場合は、解熱剤を使用せず解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでは受け入れ不可とする。

保護者に対して登園前の検温は求めないが、園児の健康状態の確認に合わせて、口頭で同居家族の健康状態を確認する。

(参考)

保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き(第1版:2020年3月25日 日本小児感染症学会新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループ)

(3) 保育活動

ア 健康観察

登園後の健康状態を2~3回、定時に確認するように心がける。これらが困難な場合は、園の職員の負担にならない程度に調整する。確認する内容

は、体温・咳・のどの痛み・鼻水・頭痛・倦怠感（体のだるさ）とする。

確認内容の症状が現れた場合、嘔吐や下痢・いつもと比べて食欲や元気がない・顔色が悪いなどの症状が現れた場合には、まず、園児のかかりつけ医や嘱託医に相談する。医師が判断に迷う場合には、幼児保育課に連絡をし、対応方法を相談する。これらの症状は一般的な風邪の症状と区別することはできないため、症状が現れたからすぐに新型コロナウイルス感染症の可能性があると考える必要はないが、慎重に対応する。

（参考）

保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き（第1版：2020年3月25日 日本小児感染症学会新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループ）

イ 行事の考え方

市の方針で「中止」又は「延期」と示されている場合を除き、感染状況を踏まえ、感染症対策を講じた上で、可能な限り実施する。

ウ 熱中症対策

熱中症防止のため、特に気温・湿度・風の有無等の気象状況及びWBGT（暑さ指数）に十分留意するとともに、園児個々の体力に応じた指導を行う。

家庭及び園における健康観察時に、新型コロナウイルス感染症に関する症状に加えて、熱中症の有無についても十分注意する。

登園に合わせて、各保育室のエアコンを作動させ、出入り口を開閉し、こまめに換気する。

戸外活動を終え入室する場合は、水分補給を促す（マスク、タオル等の取り扱いに注意する。）。

屋外での活動は、WBGTが31℃以上で、原則、活動を禁止する。

暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS Z 8504 「WBGT（渾球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31℃以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31℃※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28℃※)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25℃未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する 危険性がある。

※（28～31℃）及び（25～28℃）については、それぞれ28℃以上31℃未満、25℃以上28℃未満を示します。
日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より

● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

エ 留意事項

(ア) 保育活動時について

- ・できる限り、屋外で活動する。
- ・飛沫感染の恐れがない活動時には、マスクを着用せずに活動してもよい。
- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。
- ・活動が終わったら、必ず石けんで手洗いをする。

(イ) プール遊び・水遊びについて

- ・小学校の水泳実習は実施されることから、プール遊び・水遊びについては、更衣も含め、密接・密集とならないよう配慮して実施する。

(ウ) 音楽会・生活発表会について

- ・マスクを着用し、鍵盤ハーモニカ等、口に触れる楽器の演奏はしない。

(エ) 参観について

- ・部屋の広さに応じて人数制限するなど、内容や方法を工夫して実施する。

(オ) 運動会について

- ・園庭の広さに応じて、内容や方法を工夫して実施する。

(4) 健康診断

園医と感染防止対策等を相談した上で実施する。

(5) 給食

給食の前にせっけんを用いた手洗いを徹底する。

給食の配食にあたっては、各個人では行わず、職員が行い、おかわり等の配

食も、職員が行う。

喫食にあたっては、直前までマスクを着用し、飛沫を飛ばさないよう、座席の間隔を開けて、会話を控えるよう指導する。

なお、給食時には換気を強化することが重要である。

3 職員に関すること

職員はマスクを着用、清潔な服装と頭髪を保ち、爪を短く切るなど、常に衛生管理を意識すること。

出勤前に各自で体温を計測し、発熱等が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。

また、職場環境も重要であることから、職員室、更衣室等の換気・消毒を徹底する。職員室等においては、可能な限り他者との間隔（1～2 m程度）を確保し、会話の際はできるだけ真正面を避けるようにする。食事中は会話を控え、喫食後の歓談時には、必ずマスクを着用する。

ここでいう職員とは、園児に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、園の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

<咳エチケット>

飛沫感染による感染症が園内で流行することを最小限に食い止めるために、日常的に咳エチケットを実施しましょう。素手のほか、ハンカチ、ティッシュ等で咳やくしゃみを受け止めた場合にも、すぐに手を洗いましょう。

①マスクを着用する（口や鼻を覆う）

- ・咳やくしゃみを人に向けて発しないようにし、咳が出る時は、できるだけマスクをする。

②マスクがないときには、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆う

- ・マスクがなくて咳やくしゃみが出そうになった場合は、ハンカチ、ティッシュ、タオル等で口を覆う。

③とっさの時は、袖で口や鼻を覆う。

- ・マスクやティッシュ、ハンカチが使えない時は、長袖や上着の内側で口や鼻を覆う。



(参考)

保育所等における感染症拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等）

第2 園児及び同居家族若しくは職員における濃厚接触又は感染に係る各種対応等

1 相談・受診の目安

※「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について
(令和2年5月11日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等)
から抜粋

(1) 相談・受診の前に心がけておきたいこと

- ・発熱等の風邪状況が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ・発熱等の風邪状況が見られたら、毎日、体温を計測して記録しておく。
- ・基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談する。

(2) 相談の目安

ア 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談する。（これらに該当しない場合の相談も可能）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合はす

ぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様)

イ 以下のような方は重症化しやすいため、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合は、すぐに相談する。

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方
- ・透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・妊婦の方

ウ 小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センター【平日 9 時～17 時 30 分：079-422-0002、休日及び夜間 17 時 30 分～翌 9 時：078-362-9980】やかかりつけ小児医療機関に電話などで相談する。

(3) 医療機関にかかる時の注意事項

- ・複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例があるので、複数の医療機関を受診することは控える。
- ・医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、ひじの内側などを使って、口や鼻をおさえる）を徹底する。

2 園児若しくは職員が濃厚接触者と特定又は陽性者と診断された場合の対応

(1) 濃厚接触者とは

「感染可能期間」(※)に陽性者と接触した者のうち、以下に該当する者である。

- ・陽性者と同居している。
- ・陽性者と手が触れることのできる距離（目安として1メートル）で、どちらか一方でもマスクを着用せず（鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態を含む）、15分以上の会話があった。

(※)「感染可能期間」とは、陽性者がコロナを感染させる可能性があると考えられる期間のことです。

陽性者が有症状の場合：症状（*）が出た日の2日前以降

陽性者が無症状の場合：検査をした日の2日前以降

（*）発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、喉の痛み、鼻水・鼻づまり、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気、おう吐

(2) 濃厚接触者と特定された場合

園児が濃厚接触者に特定された場合には、当該園児の保護者に対し、登園を避けるように要請すること。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、陽性者と最後に会った日の翌日から7日間とする。職員の場合も園児と同様の対応を行うこととし、7日間を目安に、自宅待機を要請する。

※P14『身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡があったら』、P15「（兵庫県）新型コロナの陽性者・濃厚接触者の方をお願いしたいこと」参照

（３）陽性者と診断された場合

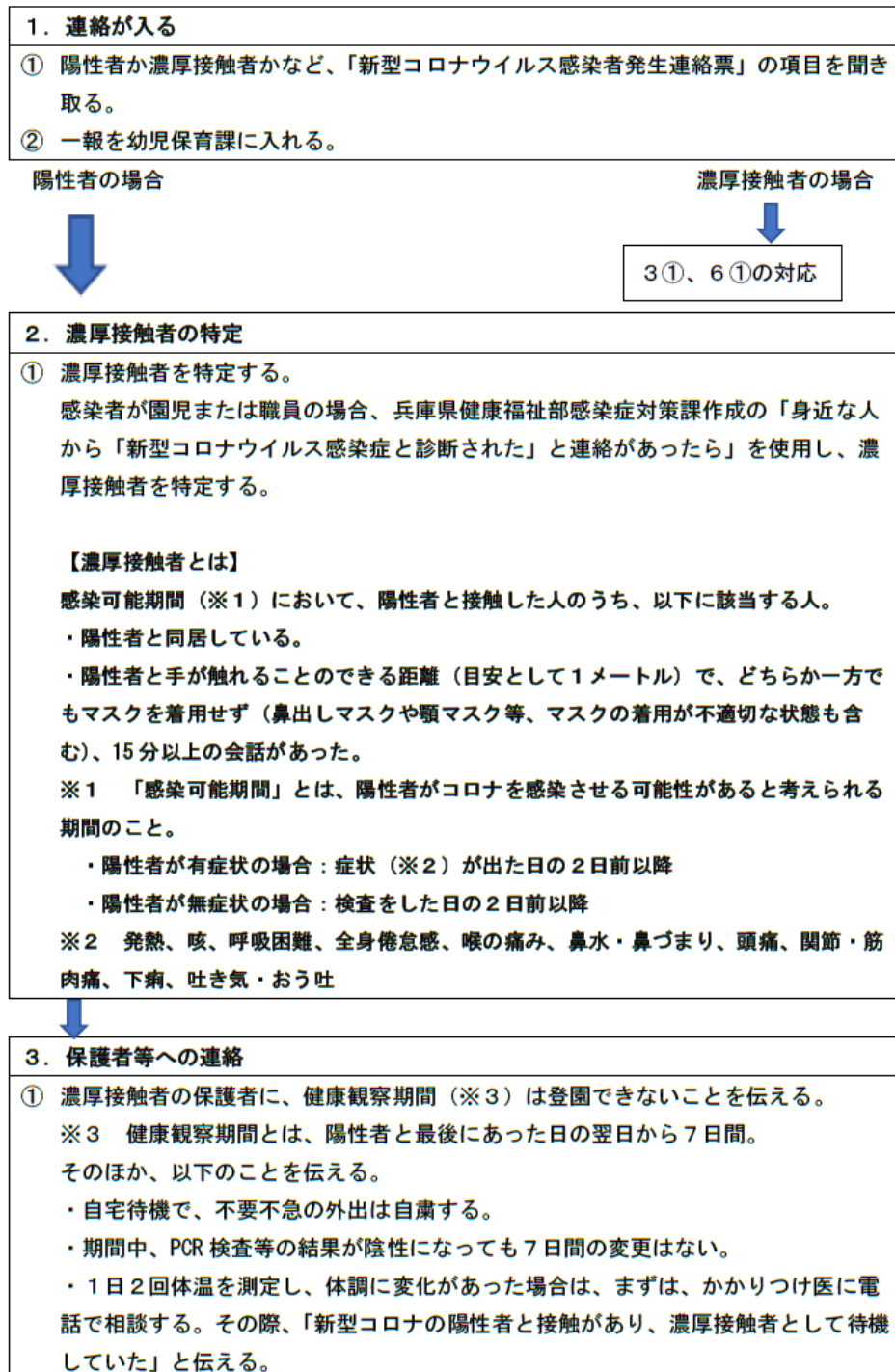
陽性者が「感染可能期間」に登園又は出勤していた場合、園は「濃厚接触者」を特定し、自宅待機の上、健康観察が必要であることを伝える。

また、複数の陽性者が発生し、まん延が危惧される状況が見受けられる場合は、保健所及び幼児保育課と相談の上、臨時休園をするかどうかを判断する。

※P12. 13「市立認定こども園・保育園において、園児または職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合の対応について」参照

令和4年4月1日

市立認定こども園・保育園において、園児または職員が
新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合の対応について



・かかりつけ医がない場合は加古川健康福祉事務所（079-422-0002）に相談する。 ・休日に連絡の取れる電話番号を伝える。 ② 全保護者に園メールで状況を知らせる。 陽性者が出たことを速やかにお知らせすることにより、可能な限り家庭での保育を実施してもらうことを促す。 ●●組の職員●人と園児●人が、新型コロナウイルス感染症の陽性と判定されました。濃厚接触者の方には別途連絡いたします。引き続き、消毒、換気を徹底して保育を実施しますが、可能な限り家庭での保育をお願いいたします。 ③ 嘱託医に連絡する。



4. 休園の検討 以下の場合は幼児保育課と協議し、一部休園または休園を決定する。 ① 保育ができない場合 保育士等の感染により、保育ができない場合 ② 健康福祉事務所から休園の助言を受けた場合 複数の陽性者が同クラスから出るなど、園での感染が疑われた場合は至急健康福祉事務所に連絡し、助言を求める。休園の助言があった場合は、休園期間も確認する。



5. 休園の連絡 ① 全保護者に連絡する。 ・休園予定期間 ・休園クラス ・休園中の健康観察とその連絡（症状が出たら園に必ず連絡） ・今後の連絡先や相談窓口 ※休園クラスの陽性者のきょうだいは濃厚接触者に当たるため登園できない。それ以外は登園可能だが、できる限り家庭での保育を依頼する。 ② 幼児保育課はプレスリリースするとともに、関係各課に連絡する。
--



6. 減免対象者の報告 陽性者及び濃厚接触者に該当するか、休園した場合のみ保育料・副食費は減免される。 ① 陽性者及び濃厚接触者 「新型コロナウイルス感染者発生連絡票」を精査し、正しく期間が反映されているか確認し、幼児保育課に送付する。 ② 市が自肅要請した場合及び休園した場合 市が自肅要請した期間及び休園した期間の欠席者のリストを作成し、幼児保育課に送付する。①の対象者と重複していないか確認する。
--

【参考資料】

- ・身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡があったら
- ・（兵庫県）新型コロナの陽性者・濃厚接触者の方をお願いしたいこと

【兵庫県内にお住まいの方(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市除く)】

身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡があったら

このリーフレットは、身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された(陽性)」と連絡があった時に、皆さまにまず行っていただくことをまとめたものです。

下記の質問に回答し、濃厚接触者に該当するかどうか判断してください。

ご自身や大切な人の健康を守るために、ご理解・ご協力をお願いいたします。

身近な人から「新型コロナウイルス感染症と診断された(陽性)」と連絡がきたら、陽性者に以下の3つを確認してください。

①検査日、②症状が出た日、③陽性者とあなたが最後に会った日

●感染可能期間

☐ 陽性者が無症状の場合

検査日(①)の2日前以降 ... 月 日～

☐ 陽性者が有症状の場合

症状が出た日(②)の2日前以降 ... 月 日～

●陽性者との接触

☐ 陽性者と最後に会った日(③) ... 月 日

質問1.

陽性者と最後に会った日(③)は、感染可能期間内(①又は②)ですか

はい

いいえ
・感染のリスクは低いため、濃厚接触者には該当しません。
ただし、有症状時は、かかりつけ医に相談の上、受診してください。
・また、保健所から別途連絡があった場合は、指示に従い対応下さい。

いいえ

質問2. 感染可能期間中の接触の状況について、以下のいずれか一つでも該当しますか。

☐ 陽性者と同居している

☐ 陽性者と、手が触れることのできる距離(目安として1メートル)で、どちらか一方でもマスクを着用せず(鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態も含む)、15分以上の会話があった(例)食事を会話しながら一緒に食べた等

はい

感染のリスクがあり、濃厚接触者に該当します
⇒「濃厚接触者のみなさまへ」をご覧ください、対応をお願いします



兵庫県健康福祉部感染症対策課

【兵庫県内にお住まいの方(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市除く)】

濃厚接触者のみなさまへ

～ご自身や大切な人の健康を守るために、ご理解ご協力お願いいたします～

濃厚接触者に該当するため、一定の期間、新型コロナウイルス感染症を疑う症状が出ないかを確認する健康観察が必要となりますので、次の点にご留意くださいますようお願いいたします。

【健康観察期間について】

- ・健康観察期間は、陽性者と最後に会った日の翌日から7日間になり、ご自身で健康観察を行っていただきます。
- ・別紙「体調自己チェック表」を活用し、1日2回体温を測定するなど、体調にご留意ください。
- ・健康観察期間中は、自宅で待機し、不要不急の外出は自粛してください。
(PCR等の検査結果が陰性になっても期間(7日間)の変更はありません)
- ・7日間発熱等の症状がない場合、健康観察期間は終了となります。



【症状がある場合等について】

- ・発熱や咳等の症状が出現したり、症状が悪化した場合は、まずは、かかりつけ医に電話で相談してください。その際、「新型コロナの陽性者と接触があり、濃厚接触者として待機していた」とお伝えください。かかりつけ医がない場合は、お住まいの市町を管轄する健康福祉事務所(保健所)又はコールセンターにご相談ください。
 - ・医療機関への受診について、連絡せずに直接行くことは控えてください。
- ※症状のない方は、ご自身で健康観察をしていただきながら、自宅待機をお願いしていますが、検査が必要な事情のある方については、以下のとおりご対応ください。
- ・陽性者の同居家族・同居者⇒陽性者の方が検査を受けられた医療機関にご相談ください。
 - ・その他の方⇒検査が不可欠な方については、郵送でのPCR検査を実施しています。
- 詳細は、以下のURL(県HP)をご参照ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/yuusoukensa.html>



◆お住まいの市町を管轄する健康福祉事務所(保健所)

受付:平日 9時～17時30分

芦屋健康福祉事務所 (芦屋市)	0797-32-0707	龍野健康福祉事務所 (たつの市、宍粟市、太子町、佐用町)	0791-63-5140
宝塚健康福祉事務所 (宝塚市、三田市)	0797-62-7304	赤穂健康福祉事務所 (相生市、赤穂市、上郡町)	0791-43-2321
伊丹健康福祉事務所 (伊丹市、川西市、猪名川町)	072-785-9437	豊岡健康福祉事務所 (豊岡市、香美町、新温泉町)	0796-26-3660
加古川健康福祉事務所 (加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)	079-422-0002	朝来健康福祉事務所 (養父市、朝来市)	079-672-0555
加東健康福祉事務所 (西脇市、多可町、三木市、加西市、小野市、加東市)	0795-42-9436	丹波健康福祉事務所 (丹波市、丹波篠山市)	0795-73-3765
中播磨健康福祉事務所 (神河町、市川町、福崎町)	0790-22-1234	洲本健康福祉事務所 (洲本市、淡路市、南あわじ市)	0799-26-2062

◆新型コロナ健康相談コールセンター 電話:078-362-9980

受付:24時間(土日祝日含む)

兵庫県健康福祉部感染症等対策室感染症対策課

(4) 園児の出席停止の考え方

1号認定児は、濃厚接触者と特定又は陽性者と診断された場合等で登園できなかった期間は、「出席停止」として処理する。

3 陽性者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の禁止

国内において、陽性者、濃厚接触者及び医療従事者等やその家族に対して、誤解や偏見に基づく差別的取扱いや言動の事例が報告されている。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路不明による感染例も多く報告されていることから、感染防止策を講じていても感染を避けることはできないものであり、また、医療従事者等は感染防御を十分にした上で、対策や治療にあたっている。

よって、陽性者、濃厚接触者等への差別や偏見は、断じて許されるものではなく、偏見や差別が生じないように、感染症に対する正しい知識と情報を身に付けて、十分に配慮する必要がある。

また、園へ陽性者、濃厚接触者等の情報が入った場合においては、丁寧に対応し、個人が特定されることのないよう、個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

第3 保護者に対する注意喚起、情報提供及び相談

1 注意喚起

園児については、園現場で感染リスクに備えるとともに、園外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。職員についても、同様に注意喚起を行う。

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

2 情報提供

園での生活だけでなく、家庭においても感染予防に努めることが感染拡大防止に繋がることから、保護者に対して、厚生労働省が公表した、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例の内容について情報提供する。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

3 相談

園児及び保護者が抱えている各種悩みや不安に対して、園でも可能な限り心のケアに努めるとともに、下記相談窓口を案内するなど、丁寧な対応を心掛ける。

相談窓口

●こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556

●兵庫県のいのちと心のサポートダイヤル 078-382-3566

心の健康相談を中心に、自殺予防に繋がるようご相談に応じます。

電話相談だけでは対応が難しい場合には、最も適した他の健康機関や法律相談窓口などを紹介します。

●加古川市教育相談センター 079-421-5484

対象は加古川市内の幼児（年長5歳児）からであり、乳幼児（5歳未満）の相談は、育児保健課で行っている。

●乳幼児子育て相談（育児保健課） 079-427-9217

（子育て世代包括支援係）

079-427-9216

（母子保健係）

乳幼児の発達など、子育ての悩みについて、保健師による相談であり、必要に応じて心理士による相談もできる（予約制）。

また、健診やその他の育児に関する相談も受け付けている。

園内での主な清掃箇所（例）

掲載している箇所はあくまで例示であり、その他手が触れるところなど、園ごとに必要と思われる箇所を清掃すること。

●保育室等

机	椅子	おむつ台	おむつ交換マット	おむつ入れ
床	壁スイッチ	ベッド柵	おもちゃ	本
靴箱	窓	扉	柵	洗面台
テレビ	リモコン	カーテン	清掃用具	

●職員室等

机	椅子	パソコン	マウス	ロッカー類
床	壁スイッチ	本	ファイル	窓
扉	柵	手洗い	テレビ	リモコン
カーテン	清掃用具	冷蔵庫		

●トイレ

床	洗面台	便器	壁スイッチ	窓
扉	スリッパ	換気扇	清掃用具	

清掃チェック表（例）

○月

	保育室		職員室		トイレ			
	時刻	清掃者	時刻	清掃者	時刻	清掃者	時刻	清掃者
1()								
2()								
3()								
4()								
5()								
6()								
7()								
8()								
9()								
10()								
11()								
12()								
13()								
14()								
15()								
16()								
17()								
18()								
19()								
20()								
21()								
22()								
23()								
24()								
25()								
26()								
27()								
28()								
29()								
30()								
31()								

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間作用させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronavirus/20200622.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は簡便法に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性
正時量	400ml

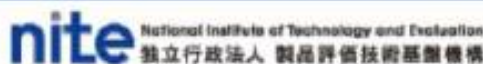


使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。



「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する
場合は、製品に記載された使用方
法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、
台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く
混ぜ合わせる。

（食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつ
けて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われてい
るかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作っ
た溶液をしみこませて、液が垂れないよう
に絞る。汚れやウイルスを広げないように、
一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッ
チンペーパーや布などで水拭きして洗剤を
拭き取る。特に、プラスチック部分は放置
すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。